

葛巻町農業委員会
第 8 回総会議事録

1 日 時 平成31年2月21日(木) 午後2時から午後2時27分

2 会 場 葛巻町総合センター 産業経営相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

4 出席委員

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ① 深 澤 進 | ② 門 場 政 一 | ③ 藤 森 康 隆 |
| ④ 藤 岡 俊 策 | ⑤ 川 崎 美由起 | ⑥ 久 保 淳 |
| ⑦ 落 宰 勝 | ⑧ 星 野 順 子 | ⑨ 南 坂 スガ子 |

5 議事録署名委員

- | | |
|-----------|-----------|
| ⑤ 川 崎 美由起 | ⑨ 南 坂 スガ子 |
|-----------|-----------|

6 書記(農業委員会事務局)

千 葉 隆 則 (事務局長) 落 合 咲 子 (主幹)

- 事務局長** 　　ただ今から葛巻町農業委員会第8回総会を進めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思
います。
よろしくお願ひいたします。
- 会　長** 　　〔あいさつ〕
農政小委員会に引き続きの総会ということで、お疲れ様でございます。
また、先日の農業者年金のつどいには多くの委員の皆様から出席をいただき
ました。大変ありがとうございます。お陰様で盛大に開催させていただきました。
2月も下旬に入りまして、平成30年度も残すところあと1カ月ちょっととなり
ました。先週から確定申告も始まって忙しいとは思いますが、委員会活動も
よろしくお願ひいたします。
- 議　長** 　　〔開　会〕
それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第8回総会を開会いたします。
本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので総会は成立
いたします。
本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。
- 議　長** 　　《日程第 1 》
日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、5番川崎委員、9番南坂委員のお二人を指名いたし
ます。
また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたし
ます。
- 議　長** 　　《日程第 2 》
次に、日程第2「会期の決定」を行います。
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。
- 議　長** 　　【「異議なし」の声】
異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
- 議　長** 　　《日程第 3 》
次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。
- 議　長** 　　【事務局長 挙手】
事務局長。
事務局長 　　はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
1月25日(金)	葛巻町産業振興大会 (町内 グリーンテージ)	会長ほか農業委員7名/ 推進委員5名
2月13日(水) ～14日(木)	いわてポラーノの会総会及び女性農業委員・推 進委員活動研修会 (盛岡市 ホテル紫苑)	南坂委員/ 木戸場推進委員(13日のみ)
15日(金)	現地確認 (町内)	川崎委員・星野委員/ 事務局長・主幹
18日(月)	農業者年金のつどい (町内 総合センター)	会長ほか農業委員5名/高家推 進委員/事務局長・主幹

以上でございます。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第 4》

議 長

次に日程第4「議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は、1ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は3件で、全て株式会社●●●●が砂利採取のため、隣接する農地を一時転用するものでございます。

農地の所在は●●第●地割字●●で、1番・●●●●●●さんの転作田3,231㎡から砂利採取を行うものです。

なお、2番・●●●●●●さん及び3番・●●●●●●さんの農地4筆合計1,019㎡は、砂利採取に伴う搬出路及び表土置場として使用するもので全体面積は4,250㎡となっております。

申請地の位置につきましては6ページをご覧ください。対象農地は●●●●●●さんの自宅裏にございます。

次のページをご覧ください。黄色の部分が砂利採取をしようとする農地で、ピンクの部分が搬出路及び表土置場として使用する農地です。

調査書は2ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

なお、地区担当の市村推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長 〃 この事案は現地確認が行われております。
 〃 現地確認結果の報告を5番川崎委員にお願いします。

【5番川崎委員 挙手】

議 長 〃 川崎委員。
 5 番 〃 現地確認結果を報告します。
 〃 この案件は、砂利採取に伴う一時転用になります。申請地は現在、牧草が作付けされており、貸借期間は許可日から1年間となっております。
 〃 転用業者の説明では町道からの進入路及び水路をまたぐ部分には敷鉄板を敷設し、搬出路は表土をめぐって使用する予定で、砂利採取完了後は速やかに現状回復を行い、飼料畑として使える状態にしたいということでした。
 〃 このことから、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断しました。
 〃 以上です。

議 長 〃 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 〃 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 〃 異議なしと認め、採決に移ります。
 〃 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 〃 挙手全員です。
 〃 よって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第5》

議 長 〃 次に日程第5「議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 〃 事務局長。
 事務局長 〃 議案書は9ページからご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の「利用権設定」から、ご説明いたします。案件全てが労力不足若しくは経営を廃止するため、貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりでございます。
 〃 それでは1番の案件、●●第●地割字●の畑3筆80,131㎡は、同地区の●●●さんの農地で、公益社団法人岩手県農業公社に貸し付けるものです。
 〃 次に2番の案件、●●第●地割字●●●の畑3筆46,122㎡は、同地区の●●●●さんの農地です。
 〃 続きまして3番の案件、●●第●地割字●●●の畑3筆14,982㎡は、同地区の●●●●

相続人代表●●●●さんが利用権を設定するもので、2番の案件も含めて岩手県農業公社に貸し付けるものです。

次のページをご覧ください。4番の案件、●●第●地割及び●地割字●●●●の田と畑、8筆合計26,083㎡は、同地区の●●●●さんの農地で、岩手県農業公社に貸し付けるものです。

次に5番の案件、●●字●●の畑1,000㎡は、●●●●地区の●●●●さんの農地で、●●●●地区の●●●●さんへ新たに貸し付けるものです。

次のページをご覧ください。6番の案件、●●第●地割字●●の田と畑、15筆合計19,087㎡は、同地区の●●●●●●さんの農地で、同地区の●●●●●●さんとの新規契約ですが、農地は相続前から継続使用しているものです。

次のページをご覧ください。7番の案件、●●第●地割及び●地割字●●●●の田と畑、7筆合計21,589㎡は、●●●●●●●●の●●●●さんの農地で、●●●●●●●●地区の●●●●●●●●さんとの新規契約ですが、農地は相続前から継続使用しているものです。

次のページをご覧ください。所有権移転の利用集積計画の案件でございます。

1番の案件、●●第●地割字●●の畑476㎡は、同地区の●●●●●●さんの農地です。農地を処分したいとの所有者の意向により、岩手県農業公社に所有権を移転するもので、売買価格及び移転の時期等は記載のとおりです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第6》

議長 次に日程第6「議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。

なお、この議案の5番の案件は7番 落宰委員が権利設定を受ける当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、議案説明前に退席していただきます。

それでは1番から4番までの案件について、事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長
事務局長

事務局長。

議案書は、14ページからご覧ください。この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。この案件は、先ほどの議案第2号でご審議いただいた農地でございます。農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、受け手に配分するものです。

まず1番の案件、●地区の●●●●さんの農地80,131㎡について、別添の農地中間管理事業配分計画案一覧表を一枚おめくりいただき、資料No.1の優先順位検討表に記載されている5名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

次に2番の案件、●●●地区の相続人代表分を含めた●●●●さんの農地61,104㎡について、別添の資料No.2の優先順位検討表に記載されている3名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

次のページをご覧ください。3番の案件、●●●●地区の●●●●さんの第●地割の農地4,625㎡について、資料No.3の優先順位検討表に記載されている5名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

次に4番の案件、同じく●●●●地区の●●●●さんの第●地割の農地のうち1筆6,566㎡について、資料No.4の優先順位検討表に記載されている5名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、1番から4番の案件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、1番から4番の案件は原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

次に、5番の案件の審議に入りますので、落宰委員は退席をお願いいたします。

【7番落宰委員 退席】

議 長

それでは、5番の案件について、事務局より説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長 議案書は、15ページをご覧ください。5番の案件、●●●地区の●●●●さんの第●地割の農地のうち6筆14,892㎡について、資料No.5の優先順位検討表に記載されている4名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、5番の案件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、5番の案件は原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

落宰委員は、入室してください。

【7番落宰委員 入室】

《日程第7》

議長 次に日程第7「議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は16ページをご覧ください。農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定につきまして、次のとおりご提案させていただきます。

平成21年12月施行の改正農地法によりまして、別段の面積を設定できるとされております。

これにつきましては毎年度見直しをかけ、別段の面積の設定と修正の必要性についてご審議いただくことになっております。このことから、平成31年度の別段の面積及び区域の設定につきましては、以下のとおり提案させていただくものでございます。

方針につきましては、別段の面積は現行どおり町内全域で10アールとし、変更はございません。理由につきましては、本町では、高齢化による農業の担い手不足や農家の離農などによりまして、常に遊休農地の増加要因を抱えている状況でございます。このことから、担い手への農地利用集積の推進のほか、新規就農者の受け入れや小規模農家でも農地を取得しやすい環境が必要と考え、平成20年9月から町内全域を対象に別段の面積を設定し、遊休農地の解消に取り組んでいるところでございます。その結果、遊休農地率は1%

以下を維持しております。また町の重点施策である定住対策においても有効な手段として捉えているものでございます。

以上の理由から、平成31年度の別段の面積は変更しないものとしてご提案させていただきます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご意義ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第3号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について」は、原案のとおり決定いたします。

引き続き、別段の面積は町内全域で10アールといたします。

《日程第8》

議長 次に日程第8「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、17ページをご覧ください。1番の事案は、●●地区の●●●●●さんが家庭菜園として使用していた畑1,881㎡を耕作できなくなったことから、農地所有者と合意解約をするもので、次の耕作者については地域内で調整をお願いしたいと考えております。

賃貸人及び賃借人、解約届出日等は、記載のとおりです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第9》

議長 次に日程第9「報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

くなられた父●●さんの所有地を相続により取得したものでございます。畑6筆6,300㎡のうち1筆は家庭菜園として、それ以外の5筆については相続前から酪農家との相対貸借で、飼料作物が作付けされていることから適正に管理されております。

なお、受理通知書については、2件とも1月30日付けで送付しております。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第11》

議長 次に日程第11「その他」ですが、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 事務局からあれば、お願いします。

【「特にありません」の声】

議長 ないようですので、「その他」を終了します。

以上で本日の日程が全て終わりましたので、葛巻町農業委員会第8回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成31年2月26日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____